

教員向け・学生向けの著作権教育用教材の制作と公開

布施 泉
北海道大学

喜多 一
京都大学

和田 智仁
鹿屋体育大学

隅谷 孝洋
広島大学

天野 由貴
東京工業大学

多川 孝央
筑紫女学園大学

本稿は、授業目的公衆送信補償金の一部を拠出することにより実施される SARTRAS 共通目的事業にて制作した著作権教育用教材についての紹介である。教材は、教員向けの pdf 冊子・HTML、および学生向け動画から構成されている。大学 ICT 推進協議会により実施された本事業は、成果がすべて協議会のウェブページ上に公開され、無償利用可能である。教育現場で有効活用していただきたい。

1. はじめに

2018 年の著作権法改正で、教育の情報化に対応する 35 条の改正がなされ⁽¹⁾、2020 年 4 月から施行されている。これは、授業目的での公衆送信や公への伝達を、必要な範囲内で、著作権者の許諾なく行えるという著作権の権利制限規定にあたる。またその際には、決められた補償金の支払いが必要である（2023 年 5 月現在、小学校 120 円、中学校 180 円、高等学校 420 円、大学 720 円が年間 1 名あたりで支払うべき補償金である）。

集められた補償金は、所定の手続きにより権利者へ分配されるが、一部は「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」に充てられる（著作権法第 104 条の 15 第 1 項参照）。本報告で紹介する著作権教育教材は、これにより行われている共通目的事業の助成を受け⁽²⁾、大学 ICT 推進協議会が開発した教材であり、著者らはその制作メンバーである。成果は以下の URL で順次公開している。

https://axies.jp/report/copyright_education/

だきたい内容である。クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際（CC BY 4.0）で提供されており、研修等でも無償で利用可能である。画面例を図 1 に示す。

2.2 学生向け教材

大学生設定の役者を用いた実写の動画教材「基礎から学ぶ著作権」シリーズを制作した。大学 ICT 推進協議会では、情報倫理デジタルビデオ小品集を継続的に開発しているが、その制作に準じ、物語編と解説編に分けて教材を制作した。本報告の著者が動画教材の著作者で、大学 ICT 推進協議会が著作権者である。2022 年度に制作した 8 クリップは公開済み、さらに 2023 年度に 15 本制作予定である。

実写の人物による映像である関係で、改変不可のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示・改変不可 4.0 国際（CC BY-ND 4.0）の条件の下で提供している。この範囲内で授業等でも無償で利用可能である。題目と所要時間を表 1 に示す。

表1 動画教材の題目と所要時間

題目	物語編	解説編
そもそも著作権とは	1 分 34 秒	5 分 58 秒
著作物を公衆に送信する権利	2 分 57 秒	6 分 5 秒
著作者が持つ人格的な権利	3 分 11 秒	7 分 0 秒
著作物の保護期間と利用の仕方	2 分 54 秒	6 分 22 秒
学校教育に関わりの深い特別なルール	2 分 10 秒	8 分 2 秒
SNS で著作権侵害？	1 分 22 秒	5 分 59 秒
利用規約を読みましよう	1 分 37 秒	3 分 58 秒
引用について学ぶ	2 分 5 秒	5 分 40 秒

2. 著作権教育教材

2.1 教員向け教材

PDF および HTML にて「すぐわかる 著作権と授業」と称する教員向けコンテンツを公開している（執筆・天野、企画・隅谷、他）。上記の著作権法第 35 条の内容を踏まえ、教員が正しく著作物を利用することは簡単ではない。本コンテンツでは、著作権の基礎の他、授業における著作権について、引用（著作権法 32 条 1 項）、授業目的の複製等（同 35 条）および改正著作権法第 35 条の運用指針について、該当例を挙げたわかりやすい説明がなされている。さらに授業における著作物利用 Q&A、利用許諾の取り方について掲載されている。初等中等教育、高等教育の別なく、先生方に見ていた

2.3 動画教材の基本構成と「SNS で著作権侵害？」の概要

ここで、大学生向け教材の概要を「SNS で著作権侵害？」クリップを例に紹介する。このクリップの物語編では、大学1年生想定の名が登場し、お昼ご飯を大学(?)で食べようとしている場面が描写されている。解説編では、物語の3名と天の声とのやり取り、天の声による解説を行う。天の声は、声だけの出演である。なお、2022年度の動画教材は、主な役者はこのクリップの3名に加え、先輩役1名、教員1名の5名で構成している。

「SNS で著作権侵害？」物語編：母親が作ったお弁当(キャラ弁)を開く学生に対し、友人が、そのお弁当の写真を撮影して自分の SNS にアップしてよいかを確認する。キャラ弁を持ってきた学生は、著作権が切れたものであるとアップしてよいと回答する。そのことで、一緒にいた2名の学生は、キャラ弁で著作権侵害が起きる可能性があることを知る。

※キャラ弁を持ってきた学生は、それ以前にキャラ弁を SNS にアップすることについて、先生に確認していたため、キャラ弁と著作権の関係についての知識があった想定である。

同解説編：キャラ弁の著作物性については、天の声の「お弁当に表現したとしてもキャラクタの似顔絵を描いたことと変わらないのです」というセリフがこの問題の端的な解説である。また、キャラクタの似顔絵を描くような場合、SNS にアップしてしまうと公衆送信権の侵害となってしまう。本クリップでは、学生に「誰もが SNS を使うようになったことで、著作権のうち公衆送信権について、みんなが意識する必要が出て」きたことを天

の声の説明を通して伝えることとした。

このように学生向けの教材では、具体的な事例を通して、著作権についての基礎を学ぶことを構想して制作している。2022年度制作クリップにおけるキーワードは、公衆送信権、著作者人格権、著作物の保護期間、パブリックドメイン、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス、著作権の権利制限規定全般(引用ほか)、フリー素材の利用、があげられる。

3. おわりに

本稿では、授業目的公衆送信補償金等管理協会(略称 SARTRAS)の共通目的事業により制作した著作権教育教材について紹介を行った。たくさんの教育現場で本教材が有効に活用されることを願っている。

参考文献

- (1) 文部科学省：著作権法の一部を改正する法律(新旧対照表)、2018年。

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/_icsFiles/afiedfile/2018/05/21/1405213_03.pdf, 2023年5月26日閲覧

- (2) 授業目的公衆送信補償金等管理協会：2022年度共通目的事業・助成事業一覧(PDF) 項番14, 2022年。

https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/kyotsumokuteki_joseiichiran2022.pdf, 2023年5月26日閲覧



図1 著作権教育教材:教員向け(左)と学生向け(右) https://axies.jp/report/copyright_education/